

野々市市立富陽小学校
いじめ防止基本方針

令和2年3月改定

1. いじめの問題への基本姿勢

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）より」

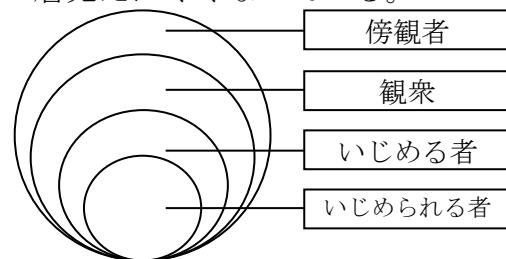
(2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

① いじめの四層構造

いじめとは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する

「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



② いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

③ 学校を挙げた積極対応

- ・校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- ・警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ・いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。

(4) 平時からの基本姿勢

- ① いじめとは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ③ 児童一人一人を大切にできる意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

2. いじめの未然防止

(1) わかる授業づくり

①授業改善（学校研究）

- ・「自ら学ぶ 意欲的な子」を研究主題とし、算数科を中心に研究する。指導と評価を一体化し、授業改善を行う。

②学力向上の取り組み

- ・根拠を明確に表現する「～だと思えます。わけは～だからです。」
- ・聴く力の育成・学習規律
- ・家庭学習の充実

③学習規律の徹底

- ・チャイムで開始、チャイムで終了。
- ・正しい姿勢、正しい身だしなみ。
- ・意見の話し方、聴き方。
- ・最後まで、丁寧な言葉遣い。

④生徒指導の三機能を生かした授業づくり

- ・毎月の児童理解の会で授業づくりの視点を確認し、児童をいじめに向かわせないように未然防止に努める。

(2) 学級集団づくり

①話し合い活動、学級会活動の充実。

②居場所づくり、絆づくり。

(3) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

①生活科や総合的学習で豊かな体験活動を設定。

②6年間を見通した体系的・計画的な実施。

③明和特別支援学校・お年寄り（社会福祉施設）との交流学习。

④1年生と校区内の幼稚園及び保育園との交流。

(4) 特別活動の充実

①学級活動では、話し合い活動や学級会活動の充実を図る。

②委員会活動では、学校行事を主体的に運営する。

③ペア学年交流で、お互いにふれあい、相手の気持ちを思いやる心を育てる。

④クラブ活動で、学年をこえたクラブ員が、共通の興味、関心を追求し、創意工夫して自ら活動する。

(5) 心の教育（人権教育・道徳教育）

①一人一人のよさや違いを認め合える学習。

②「いじめ」の本質や構造の理解。

③他者への思いやりや社会性の育成。

3. 早期発見・早期対応

(1) 日々の観察

- ①教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ②休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

(2) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ①教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ②日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ③教育相談日（スクールカウンセラー来校日）を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。
- ④スクールカウンセラーが、いじめ等の相談にのってくれることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

(3) いじめアンケートの実施

アンケートは早期発見の手立ての一つであると認識した上で、各学期に2回実施する。

(4) 正確な実態把握

- ①当事者及び周囲の児童から個々に聴き取り、事実確認をする。
- ②関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(5) 指導体制、方針決定

- ①いじめ問題対策チームでいじめ事案の分析、児童の実態把握、指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ②個別案件対応班を立ち上げ、教職員の役割分担を明確にする。
- ③教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(6) 児童への指導・支援

- ①被害児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ②加害児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ③インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

（本校いじめ対応マニュアル参照）

(7) 保護者との連携

- ①いじめ事案解消のため、具体的な対策について説明し、理解及び協力を得る。
- ②保護者の協力を求め、学校の指導、連携について共通理解を図る。
- ③授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

4. いじめ問題発生時の対応

(1) 体制の整備

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ問題対策チーム（常設）を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。また、必要に応じていじめ対応アドバイザーから助言及び指導を仰ぐ。また、個々の案件については、個別案件対応班を立ち上げ、対応にあたる。

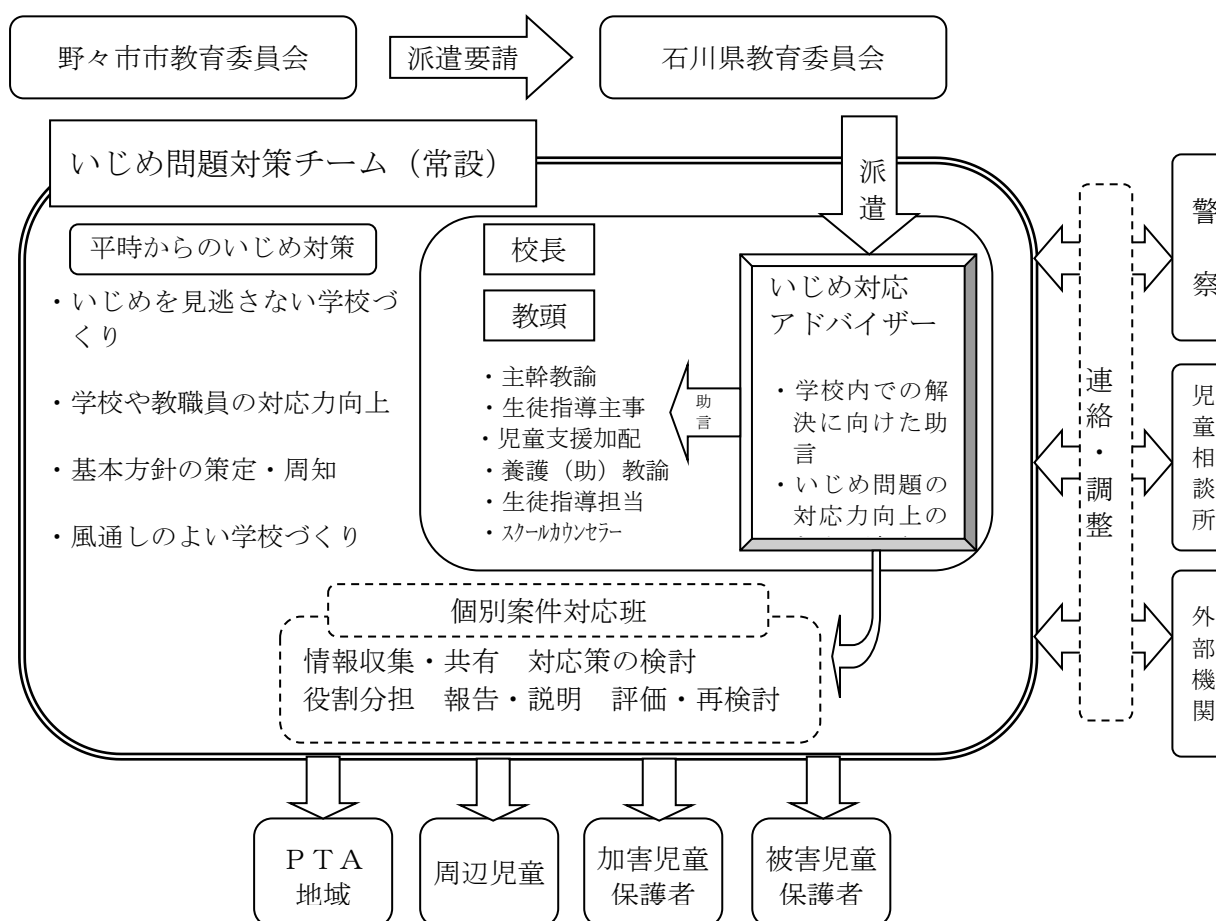
①いじめ問題対策チームの構成メンバー

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、養護助教諭、各学年生徒指導担当、特別支援学級生徒指導担当、級外生徒指導担当、児童支援加配、スクールカウンセラー

②個別案件対応班の構成メンバー

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、被害児童学級担任、加害児童学級担任、その他関係教職員

(2) 体制図



(3) 対応姿勢

- ①いじめの認知を担当のみの判断で行うことなく、気になる状況・情報を把握した場合には、校長・教頭・学年主任・生徒指導主事等に連絡・相談し、いじめを見逃したり、軽視したりすることのないようにする。
- ②教育相談を、いじめ・問題行動が発生した後の心のケアのみにとどまることなく、積極的に児童とのコミュニケーションを図ったり、いじめ・問題行動の早期発見に生かしたりする。
- ③いじめを発見した場合には、個別案件対応班を編成して、教職員が役割分担に応じ、速やかに、組織的に対応する。また、その結果を市教育委員会に報告する。

5. インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から。絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子供のスマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子供の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見

- ・児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携したネットパトロールから、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りを推進する。

(3) インターネット上のいじめ対応

- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめの再発防止

いじめを受けた児童が安心な生活を取り戻すよう継続的に見守ったり、同様のいじめを繰り返さないよう、後の指導に生かしたりするなど、適切な再発防止の措置を行う。

(1) 継続的な見守り

いじめ事案に対応した後には、いじめを受けた生徒が安心な生活を取り戻せるよう、継続的な見守りをするのが重要である。「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月継続している」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」を児童本人及び保護者との懇談等で確認できている」ことで、いじめが解消していると言える。全職員の協力の下、継続した見守りを行う。

(2) いじめが「解消している」中での対応

「解消したと思っていたいじめが継続していた」あるいは、「いじめる立場が逆転して再発した」等といったことが事例でもあることから、経過観察は保護者とも連携して行う。さらに、解消した後もいじめ問題に係る情報を共有し続けることで、より長期的な見守りを行う。必要に応じて、いじめ問題対策チームを招集し、いじめ問題の再検討と追加支援策を検討する。

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときについては、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対処

重大事態が発生した場合、いじめを受けた子供の安全を最優先に考え、いじめを行う子供たちの行為を止め、関係機関と連携して指導する。また、警察に相談や通報を行う必要があると判断されるときには直ちに行う。

(3) 報告

重大事態が発生したときには直ちに教育委員会に報告する。

(4) 調査

いじめ問題対策チームを母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにする。

(5) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた子供やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。

8. いじめ対策年間指導計画

| | 総務 | 研修部 | 生徒指導部 | 特活部 | その他 |
|-----|-----------------------------------|------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--|
| 4月 | 校内体制の整備 | 学習規律 授業づくりの視点の確認 | 規範意識の醸成 いじめアンケート実施 | 1年生を迎える会 遠足 | 教育相談だより発行 (随時) |
| 5月 | | 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (全体会・学年会) | 児童会集会 運動会 | |
| 6月 | 学校だより発行 (保護者啓発) 小中交流会 (教職員) | 授業交流 授業づくりの視点の確認 | いじめアンケート実施 児童理解 (学年会) | 児童集会 | 明和特別支援学校 との交流 (3年) |
| 7月 | | 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (学年会) | 児童集会 平和の取り組み | |
| 8月 | | | いじめの認知について共通理解 | | |
| 9月 | 学校だより発行 (保護者啓発) | 学習規律 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (学年会) いじめアンケート実施 | 遠足 | 明和特別支援学校 との交流 (3年) |
| 10月 | | 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (学年会) | 宿泊体験学習 (6年) 宿泊体験学習 (5年) | 明和特別支援学校 との交流 (6年) お年寄りとの交流 (社会福祉施設 4年) |
| 11月 | 小中交流会 (教職員) いじめ対応アドバイザー 招へい | 授業交流 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (学年会) いじめアンケート実施 人権意識の醸成 | 児童集会 (4年生発表) | SCによる 教育プログラム (3年) |
| 12月 | | 基礎基本の定着 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (学年会) | | |
| 1月 | 学校だより発行 (保護者啓発) | 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (学年会) いじめアンケート実施 | | |
| 2月 | | 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (学年会) | 6年生を送る会 ありがとう旬間 | |
| 3月 | | 授業づくりの視点の確認 | 児童理解 (学年会) いじめアンケート実施 | | 幼保小との交流 (1年) |